

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会修了の証明に関する取扱い

第1 趣旨

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会(以下、緩和ケア研修会)の修了者に対しては、厚生労働省健康局長の確認を経て、主催者から修了証書が交付されるが、再交付に関する特段の定めがないことから、道内において開催された緩和ケア研修会について、修了者の申請により、研修を修了したことを証明する際の取扱いについて定めるもの。

第2 修了証明の対象となる研修

「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局通知)に基づき、道内のがん診療連携拠点病院等の医療機関又は特定非営利活動法人日本緩和医療学会(以下、日本緩和医療学会)が主催し、修了証書が交付済みの緩和ケア研修会。

第3 修了証明を申請できる者

上記研修を修了した医師。

第4 修了証明を申請できる事由

修了証書を紛失又は破損したこと等により、緩和ケア研修を修了したことについて証明ができない状況にあること。

第5 緩和ケア研修会証明の手続き

(1) 申請

証明を受けようとする者は、別紙様式1により、緩和ケア研修会的主催者に申請を行う。ただし、主催者が日本緩和医療学会や受講した研修主催者が不明の場合の申請書の提出先は、道とする。

(2) 受付及び確認

受付は郵送、窓口への持参のいずれかの方法による。主催者及び道は、緩和ケア研修会修了者名簿により、受講の事実を確認する。道は、受講の事実を確認後、申請書により所要の事項を補筆の上、研修主催者へ申請書を送付する。

(3) 修了証明書の発行

緩和ケア研修会主催者が別紙様式2のがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会修了証明書を発行することによる。

第6 修了証明を申請できる期間

修了から5年を目途とする。ただし、主催者の判断により修了証明書を発行する場合は、この限りではない。

第7 修了証明に係る相談

道は、ホームページ等を活用し、修了者名簿の他修了の証明に係わる手続きについて情報提供を行うと共に、医師からの相談に応じるものとする。

附則

この取扱いは、平成23年3月1日から施行する。